

令和6年度 静岡市三保松原文化創造センターミュージアムショップ運営業務

プロポーザル実施に関する質問への回答

<質問1> 企画提案書においては、ミュージアムショップ・小売事業のみならず企業全体としての地域活動や情報発信の取り組みについても評価に加味していただけるか。

【回答1】 実施要領8（3）に基づき、業務実績（様式3号）にはミュージアムショップ、小売、販売の経営実績を優先的に記載してください。

企画提案書には、留意点として記載している①～⑧について提案してください。

評価については、審査基準に基づき評価を行います。

<質問2> 「静岡市開発商品」や「三保松原関連商品」は、季節限定・数量限定などで、取り扱いの期間や数量を限定しても良いか。

【回答2】 「静岡市開発商品」について、限定販売はできません。

「三保松原関連商品」については、限定販売を禁止はしませんが、個別事例に応じて適正かどうか判断が必要なため、実施要領8（1）に基づき具体的なご提案をお願いします。

<質問3> 認知度向上のための情報発信については、静岡市との協議や調整が必要になるとされる提案も含めて良いか。

【回答3】 提案を含めても問題ありませんが、実施までの協議・調整の流れについても具体的にご提案をお願いします。